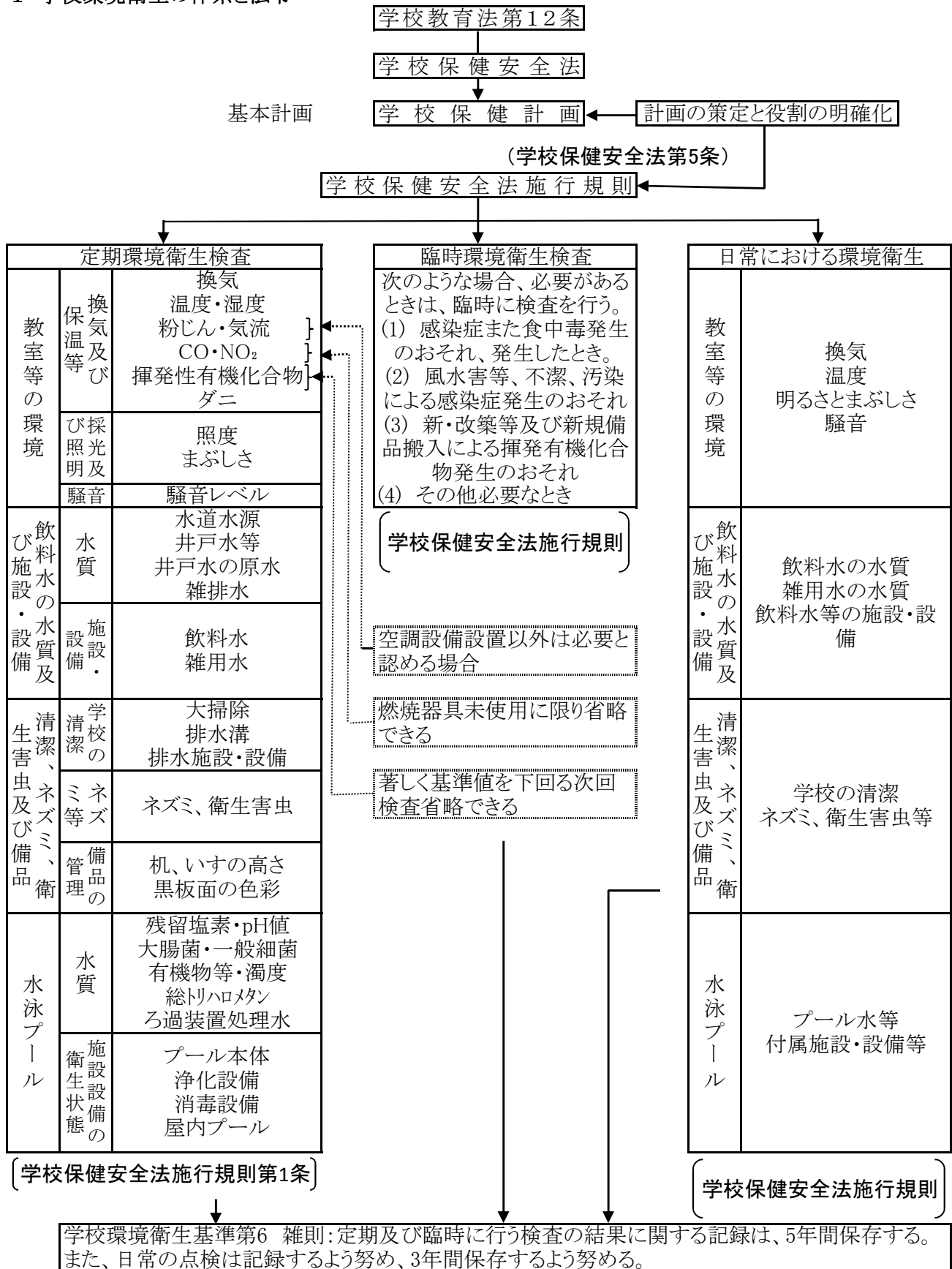


第5 学校環境衛生

1 学校環境衛生の体系と法令



※上記の検査の詳細等については、「【改訂版】学校環境衛生管理マニュアル」を参照のこと。

《定期検査》

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講じるためのものである。また、日常点検の重点事項の決定等に役立てることが大切である。

実施すべき検査項目の内容については、学校薬剤師が直接その検査に当たることが適切であるものと、学校薬剤師の指導の下に公衆衛生関係の検査機関に検査を依頼することが適切なものがある。また、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が直接その検査に当たる場合もある。この分担は学校によって異なるが、いずれにしても学校として校長の責任の下に実施するものであることから、いつ、誰がこれを実施するかを明確にする必要がある。

また、検査の結果は5年間保存するものとします。

《日常点検》

日常点検は、校務分掌に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものである。その際、教職員の役割を明確にして実施する必要がある。

日常点検は、それぞれの項目について毎授業日に教職員が実施し、問題点があれば速やかに事後措置を講じるとともに、それらの結果に基づいて定期検査の回数や時期、方法等の決定に役立てるようにする。その際、プールの管理結果や飲料水の検査は3年間保存するよう努めるとされています。

《臨時検査》

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、必要な検査項目を行う。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いすコンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時環境衛生検査は、その目的に即して必要な検査項目を設定し、その検査項目の実施に当たっては、定期環境衛生検査に準じて行うこと。
- 3 臨時環境衛生検査の結果に基づく事後措置については、定期環境衛生検査の結果に基づく事後措置に準じて特に迅速に行うようにする。

日常点検のポイント

教室

<黒板>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか
- ・光るような箇所はないか

<騒音>

- ・授業を妨害する音はないか

<換気>

- ・教室に入ったとき、不快な刺激や臭いはないか
- ・換気が適切に行われているか

<温度>

- ・温度は適正か
(10℃以上、30℃以下であることが望ましい)

<机上>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか

<清潔>

- ・室内は清潔で整頓されているか
- ・施設及び備品は清潔で破損はないか

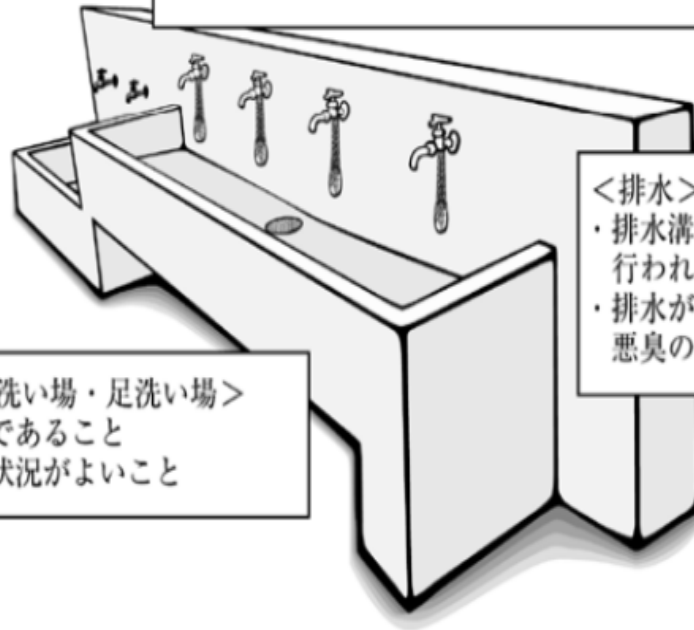
<衛生害虫等>

- ・ハエ、蚊、ゴキブリ等がないか

飲料水・排水

<飲料水>

- ・遊離残留塩素が0.1mg / ℓ 以上あるか
- ・外観、臭気、味に異常がないこと



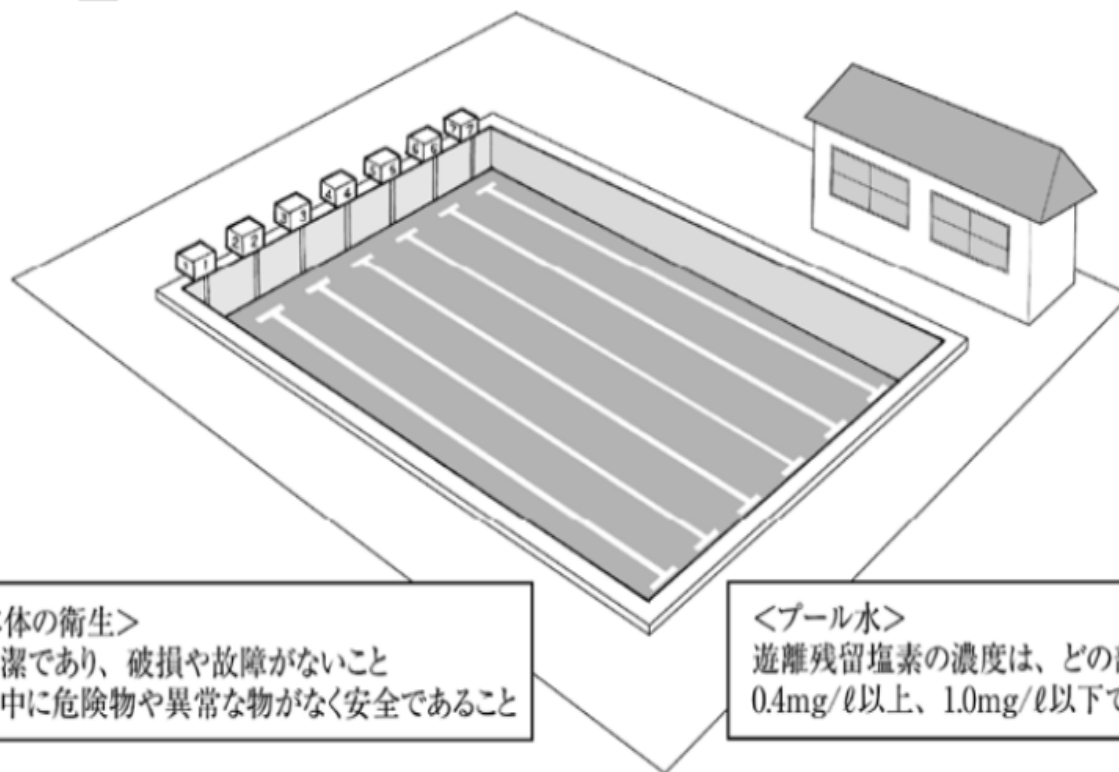
<排水>

- ・排水溝、その周辺の清掃が十分に行われ衛生的であること
- ・排水が滞ることなく、常に流れ、悪臭の発生がないこと

<水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場>

- ・清掃が行われ清潔であること
- ・故障がなく排水の状況がよいこと

水泳プール



<本体の衛生>

- ・清潔であり、破損や故障がないこと
- ・水中に危険物や異常な物がなく安全であること

<プール水>

遊離残留塩素の濃度は、どの部分でも
0.4mg/l以上、1.0mg/l以下であることが望ましい